

# 第102期 報告書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

 セントラル硝子株式会社

## ● 第102回定時株主総会招集ご通知添付書類

目次	事業報告	2
	連結貸借対照表	42
	連結損益計算書	43
	連結株主資本等変動計算書	44
	貸借対照表	45
	損益計算書	46
	株主資本等変動計算書	47
	連結計算書類に係る会計監査報告	48
	計算書類に係る会計監査報告	49
	監査役会の監査報告	50
	株式に関するご案内	51
	株主メモ	

※「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.cgco.co.jp/ir/stockinfo/generalmeeting.html>）に掲載しております。

## ■ 企業集団の現況

### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績や良好な雇用環境の継続が見られましたが、個人消費の改善は進まず、中国経済の減速や年明け以降の円高進行による輸出の減少傾向など、景気の回復にも停滞感が生じています。一方、世界経済は、米国では景気回復が続いているものの、世界経済の先行き懸念から米利上げペースの引き下げ、中国景気の減速や資源価格の下落等による新興国の低迷、地政学的リスクなどにより、先行きは不透明な状況が続いております。

このような経済状況の下、当社グループは積極的な販売活動を展開いたしました結果、当期の売上高は235,361百万円と前期比18.3%の増加となりました。

損益面につきましては、経営全般にわたる業務の効率化・合理化施策を推進してまいりました結果、経常利益は前期比294百万円増加の14,615百万円となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比345百万円減少の10,047百万円となりました。

以下、事業別に概況をご報告いたします。

### ● ガラス事業

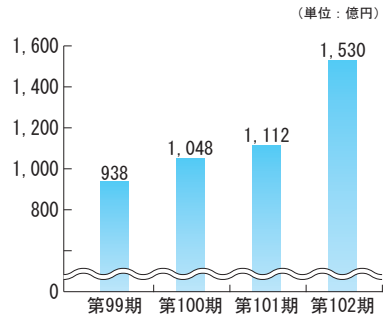
建築用ガラスにつきましては、住宅向需要が堅調に推移しており、省エネ関連商品のエコガラスなどの販売も増加しましたことから、売上高は前期を上回りました。

自動車用ガラスにつきましては、国内は軽自動車向けの出荷が減少しましたが、北米の自動車市場の好況に加え、平成26年11月に米国Guardian Industries Corp.より買収をした子会社2社の売上寄与の影響もあり、売上高は前期を上回りました。

電子材料用ガラスにつきましては、タッチパネル用関連製品の出荷量減少から、売上高は前期を下回りました。

以上、ガラス事業の売上高は153,002百万円（前期比37.6%増）となり、損益につきましては137百万円の営業利益（前期比760百万円の改善）となりました。

### ガラス事業 連結売上高



## ● 化成品事業

化学品につきましては、ソーダ灰関連製品の生産停止により、出荷量が減少しましたため、売上高は前期を下回りました。

ファインケミカルにつきましては、半導体用途の特殊ガス関連製品やリチウムイオン電池用電解液製品の販売が増加したことや、医薬品関連製品の出荷も引き続き堅調に推移しましたため、売上高は前期を上回りました。

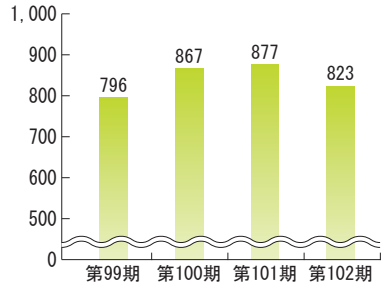
肥料につきましては、生産コスト低減ニーズ等により機能性品目である省力肥料の販売は堅調だったものの、農作物価格の低迷などの影響を受け一部製品の需要が減少し、売上高は前期並みとなりました。

ガラス繊維につきましては、電子材料向けや自動車用途向けの販売が好調に推移しましたため、売上高は前期を上回りました。

以上、化成品事業の売上高は82,358百万円（前期比6.2%減）となり、損益につきましては13,805百万円の営業利益（前期比1,635百万円増）となりました。

## 化成品事業 連結売上高

（単位：億円）



## ② 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては加工ガラス製品製造設備、化学品製造設備、ファインケミカル関連設備などを中心に設備投資を行い、合計で203億円の設備投資を実施いたしました。

### ■ 当連結会計年度中に完成した主要な設備

ファインケミカル関連設備

拡充 (ジェイセル株式会社)

### ■ 当連結会計年度継続中の主要な設備

加工ガラス製品製造設備

拡充 (松阪工場)

加工ガラス製品製造設備

拡充 (カーレックス ガラス カンパニー, LLC)

化学品製造設備

拡充（宇部工場）

ファインケミカル関連設備

拡充（宇部工場）

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、借入金、社債及び自己資金により賄っております。

### ④ 重要な企業再編等の状況

該当ありません。

### ⑤ 対処すべき課題

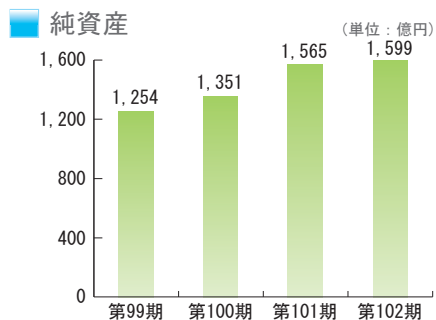
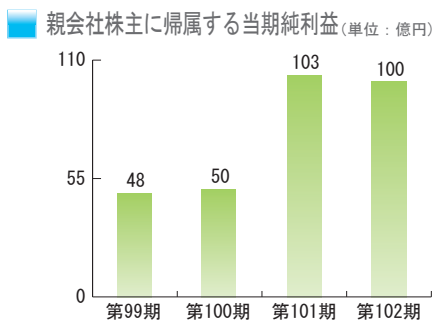
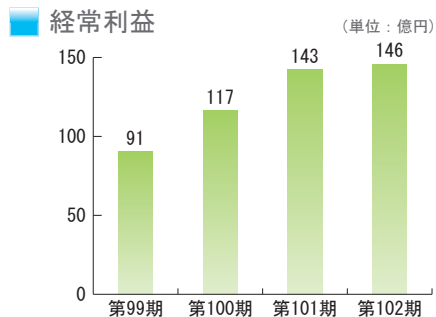
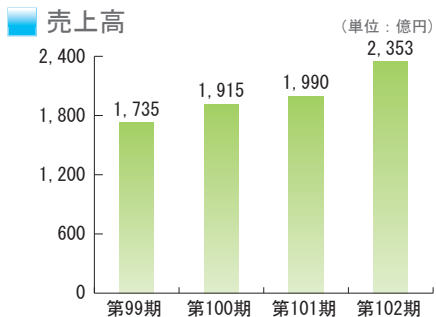
今後の見通しにつきましては、国内景気は各種経済政策の効果が期待されるものの、円高や中国の成長率減速による企業業績への影響や米国と欧州の景気動向にも懸念材料が依然として残っており、当社グループを取り巻く環境は今後も予断を許さない状況が続くものと思われま

す。当社グループといたしましては、生産販売体制の強化と原価低減の推進など経営全般にわたる効率化を進めるとともに、基幹事業における構造改革の推進、研究開発及び技術開発の強化、成長分野への経営資源の重点的な投入や海外展開の加速により、グループ企業力の強化に努めて参ります。

株主各位におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

## ⑥ 財産及び損益の状況

区分		第99期 (平成25年3月期)	第100期 (平成26年3月期)	第101期 (平成27年3月期)	第102期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売上高	(億円)	1,735	1,915	1,990	2,353
経常利益	(億円)	91	117	143	146
親会社株主に帰属する 当期純利益	(億円)	48	50	103	100
1株当たり当期純利益	(円)	23.23	23.92	49.68	48.40
純資産	(億円)	1,254	1,351	1,565	1,599
1株当たり純資産額	(円)	591.36	637.76	737.76	760.97
総資産	(億円)	2,373	2,412	2,834	2,789



## ⑦ 重要な子会社の状況

### (1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
セントラル硝子販売(株)	百万円 200	% 100.0	建築、住宅用ガラスの加工、卸、販売、 施工
セントラル化成(株)	1,000	100.0	塩安、化成肥料、燐酸、燐酸塩及びその 関連製品の製造、加工、販売
セントラル グラスファイバー(株)	375	100.0	ガラス長繊維、ガラス短繊維及びその関 連製品の製造、販売、加工
セントラル・ サンゴバン(株)	301	65.0	自動車用ガラス及びその他ガラス製品の 購入、販売、輸出入
(株)東商セントラル	341	100.0	各種物資の販売、保険代理業
セントラルエンジニアリング(株)	30	100.0	機械装置の製作、保全、修理等
日本特殊硝子(株)	40	99.9	自動車用ガラス、建築用加工ガラスの製 造
カーレックス ガラス アメリカ, LLC	36,000千米ドル	100.0	フロートガラスの製造及び自動車用ガラ スの製造、販売
カーレックス ガラス オブ インディアナ, Inc.	1千米ドル	100.0	自動車用ガラスの製造、販売
カーレックス ガラス カンパニー, LLC	452千米ドル	100.0	自動車用ガラスの製造、販売
カーレックス ガラス ルクセンブルク S. A.	16,110千ユーロ	100.0	自動車用ガラスの製造、販売
ノースウェスタン インダストリーズ, Inc.	1,000千米ドル	100.0	建築用加工ガラスの製造、販売
台湾信徳玻璃 股份有限公司	195 百万新台幣ドル	100.0	電子材料用加工ガラスの製造、販売
基佳電子材料 股份有限公司	50 百万新台幣ドル	70.0	化学品及び製造設備の販売

(注) 重要な子会社は、総資産の基準により選定しております。

### (2) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当ありません。

## 8 主要な事業内容

### ● ガラス事業

#### 建築用ガラス

フロート板ガラス、型板ガラス、網入板ガラス、熱線反射ガラス、加工ガラス（強化ガラス、耐熱ガラス、合わせガラス、複層ガラス、防犯ガラス）、鏡、防曇鏡、装飾ガラス

日本国内の建築、住宅産業向けを主として、スタンダードな製品から高機能、特殊用途まで、多様なガラス製品を提供しています。特に安全で安心な住環境と、環境負荷の軽減・省エネルギー化を主眼とした製品の拡充を進めています。



#### 自動車用ガラス

赤外線カットガラス、紫外線カットガラス、アンテナ付ガラス、プライバシーガラス、モジュールガラス、遮音ガラス、熱線付きガラス、各種安全ガラス、ヘッドアップディスプレイ用ガラス

各国の主要な自動車メーカーに安全性、快適性、デザイン性が高く環境負荷低減に寄与する高品質で多様な製品を日米欧の当社自動車用ガラス生産拠点から提供しています。



#### 電子材料用ガラス

薄板ガラス、化学強化ガラス、ガラスフリット・ペースト

主に、情報・電子産業で用いられる薄板ガラスやガラスフリット・ペースト等を提供しています。また鉛や重金属を含まない環境に優しい組成・製品の開発に注力しています。



### ● 化成品事業

#### 化学品

フルオロカーボン製品、ポリ塩化アルミニウム、石膏、フッ化水素酸、ソーダ灰※、塩化カルシウム※

環境性能に優れた次世代フルオロカーボン製品をはじめ、各種産業の基礎材料となる無機・有機化学製品を提供しています。



※なお、当社は2015年5月末をもってソーダ灰・塩化カルシウムの生産を停止し、同製品の販売は㈱トクヤマとの共同事業会社であるトクヤマ・セントラルソーダ㈱に移管いたしました。

#### ファインケミカル

医薬原料・中間体、弗素系有機・無機ファイン製品、高純度ガス製品、電子材料、リチウムイオン電池電解液、弗素系有機・無機試薬

弗素化技術を核として研究開発型の事業を展開し、主に医薬原料・中間体や半導体関連分野を中心に、高純度、高機能製品を提供しています。



#### 肥料

塩加燐安、NK化成、被覆肥料、有機化成、肥料原料、微生物農薬・資材

塩安（塩化アンモニウム）系肥料メーカーとして、主に水稲用肥料を提供しています。また、省力・低コストに役立つ、環境に優しい被覆肥料や、自然界に存在する微生物を利用した環境保全型農業に役立つ微生物農薬・資材も提供しています。



#### ガラス繊維

長繊維、短繊維

長繊維（グラスファイバー）と短繊維（グラスウール）の両分野の製品を提供しています。自動車関連用途、電子材料用途等を中心として、特殊な素材・製品の展開に注力しています。



## ⑨ 主要な営業所及び工場

### (1) 当 社

名 称	所在地	名 称	所在地
本 社	東京都	川 崎 工 場	神奈川県
宇 部 工 場	山口県	化 学 研 究 所	埼玉県
松 阪 工 場	三重県	硝 子 研 究 所	三重県

### (2) 子会社

名 称	所在地	名 称	所在地
セントラル硝子販売(株)	千葉県	カーレックス ガラス アメリカ, LLC	米 国
セントラル化成(株)	山口県	カーレックス ガラス オブ インディアナ, Inc.	米 国
セントラルグラスファイバー(株)	三重県	カーレックス ガラス カンパニー, LLC	米 国
セントラル・サンゴバン(株)	東京都	カーレックス ガラス ルクセンブルク S. A.	ルクセンブルク
(株)東商セントラル	東京都	ノースウエスタン インダストリーズ, Inc.	米 国
セントラルエンジニアリング(株)	山口県	台湾信徳玻璃股份有限公司	台 湾
日本特殊硝子(株)	岐阜県	基佳電子材料股份有限公司	台 湾

## ⑩ 従業員の状況

事業部門	従業員数
ガラス事業	5,145名
化成品事業	1,907名
合計	7,052名

## ⑪ 主要な借入先の状況

借入先	借入額
	億円
(株) みずほ銀行	106
(株) 三井住友銀行	95
シンジケートローン	85
農林中央金庫	12
(株) 山口銀行	12
三井住友信託銀行(株)	10

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をエージェントとする協調融資によるものであります。

## ⑫ その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ・当社は、平成26年4月にポリ塩化アルミニウムの取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、それ以降同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、平成28年2月に同委員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為が認められるとして、排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

当社は、本件を厳粛に受け止め、再発防止に向けてコンプライアンスの更なる徹底に努めております。

## ■ 会社の現況

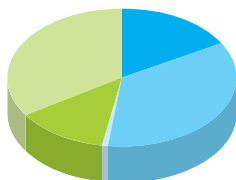
### ① 株式の状況

(1) 発行可能株式総数	867,944,000株
(2) 発行済株式の総数	214,879,975株
(3) 株主数	11,450名
(4) 大株主	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
みずほ信託銀行(株) 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行(株)	10,290千株	4.98%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	10,099	4.89
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	6,370	3.08
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	5,974	2.89
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	5,621	2.72
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	4,849	2.35
日本マスタートラスト信託銀行(株) (退職給付信託口・山口銀行口)	4,300	2.08
日東紡績(株)	3,860	1.87
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	3,842	1.86
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口9)	3,622	1.75

- (注) 1. 当社は、自己株式を8,266,399株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ● 所有者別状況



	持 株 数	持 株 比 率
□ 政府・地方公共団体	0千株	0.00%
■ 個人・その他	36,002	16.75
■ 金融機関	75,639	35.20
■ 金融商品取引業者	2,181	1.02
■ その他の国内法人	27,994	13.03
■ 外国法人等	73,063	34.00

## ② 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役 社長執行役員		皿 澤 修 一
代表取締役 専務執行役員	社長補佐、特命事項、自動車機材部、硝子企画部 担当	中 井 元
代表取締役 専務執行役員	社長補佐、経営管理室、国際部(国際部長)、経理部、独占禁止法遵守推進委員会、安全保障貿易管理委員会、財務報告リスク評価委員会、コンプライアンス推進委員会 担当	清 水 正
取 締 役 常務執行役員	硝子企画部、硝子生産技術センター、環境安全品質マネジメント部、硝子品質保証室、松阪工場、環境安全推進委員会、製品安全対策委員会 担当	高 木 一 義
取 締 役 常務執行役員	購買部、化成品営業部、化成品技術部、化成品品質保証室、宇部工場、川崎工場 担当	村 田 茂 輝
取 締 役 常務執行役員	硝子販売部 担当	高 山 聡
取 締 役 常務執行役員	化成品事業企画部、知的財産部、化学研究所(化学研究所長)、硝子研究所 担当	古 俣 武 夫
取 締 役 常務執行役員	ファインケミカル営業部、電子材料営業部、エネルギー材料営業部 担当	前 田 一 彦
取 締 役		相 澤 益 男
取 締 役		坂 本 吉 弘
常勤監査役		神 谷 正 明
常勤監査役		大 野 勝 則
監 査 役	[重要な兼職の状況] 四国化成工業株式会社 監査役	井 出 義 男
監 査 役	[重要な兼職の状況] 日本コンクリート工業株式会社 監査役	中 村 節 男
監 査 役		岡 田 照 美

- (注) 1. 取締役相澤益男氏及び取締役坂本吉弘氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役井出義男氏、監査役中村節男氏及び監査役岡田照美氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役相澤益男、取締役坂本吉弘、監査役井出義男、監査役中村節男及び監査役岡田照美の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出しております。

## 4. 退任取締役及び監査役

取締役 専務執行役員	丸田 順道	平成27年6月26日退任
取締役 常務執行役員	菊池 眞	平成27年6月26日退任
取締役	山本 貞一	平成27年6月26日退任
常勤監査役	堀向 亘	平成27年6月26日退任

## (2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役および監査役全員との間で、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	13名 (3)	284百万円 (19)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (3)	57百万円 (23)
合 計	19名	342百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第92回定時株主総会において月額3,600万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第92回定時株主総会において月額1,000万円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末現在の取締役は10名(うち社外取締役は2名)、監査役は5名(うち社外監査役は3名)であります。上記取締役及び監査役の支給人員と相違しておりますのは、平成27年6月26日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役1名)及び監査役1名が含まれているためであります。

## (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職状況(他の法人等の業務執行者である場合及び他の法人等の社外役員の場合)及び当社と当該他の法人等との関係

社外監査役井出義男氏の兼職先である四国化成工業株式会社および社外監査役中村節男氏の兼職先である日本コンクリート工業株式会社のいずれも、当社との関係で記載すべき事項はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

### 社外取締役 相澤益男

当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。

出席した取締役会においては、長年にわたる研究者、大学教授、学長及び科学技術分野における公的機関の有識者としての経験、識見に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

同氏は、日頃から法令遵守の視点に立った提言を行っており、当社は平成26年4月にポリ塩化アルミニウムの取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、それ以降同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。平成28年2月に同委員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為が認められるとして、排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたが、本件を厳粛に受け止め、独占禁止法遵守の一層の強化・徹底を求めるとともに、法令の遵守体制の強化について提言を行なうなど、その責務を果たしております。

### 社外取締役 坂本吉弘

就任後に開催された取締役会9回の全てに出席いたしました。

出席した取締役会においては、長年にわたる行政官及び経営者の経験、識見に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

同氏は、日頃から法令遵守の視点に立った提言を行っており、当社は平成26年4月にポリ塩化アルミニウムの取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、それ以降同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。平成28年2月に同委員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為が認められるとして、排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたが、本件を厳粛に受け止め、独占禁止法遵守の一層の強化・徹底を求めるとともに、法令の遵守体制の強化について提言を行なうなど、その責務を果たしております。

## 社外監査役 井出義男

当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、監査役会13回のうち10回に出席いたしました。

出席した取締役会及び監査役会においては、日清紡績株式会社（現日清紡ホールディングス株式会社）において長年にわたる業務、経営に携わってこられた経験、識見に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

同氏は、日頃から法令遵守の視点に立った提言を行っており、当社は平成26年4月にポリ塩化アルミニウムの取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、それ以降同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。平成28年2月に同委員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為が認められるとして、排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたが、本件を厳粛に受け止め、独占禁止法遵守の一層の強化・徹底を求めるとともに、法令の遵守体制の強化について提言を行なうなど、その責務を果たしております。

## 社外監査役 中村節男

当事業年度に開催された取締役会12回の全て、監査役会13回の全てに出席いたしました。

出席した取締役会及び監査役会においては、小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）等において長年にわたる業務、経営に携わってこられた経験、識見に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

同氏は、日頃から法令遵守の視点に立った提言を行っており、当社は平成26年4月にポリ塩化アルミニウムの取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、それ以降同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。平成28年2月に同委員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為が認められるとして、排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたが、本件を厳粛に受け止め、

独占禁止法遵守の一層の強化・徹底を求めるとともに、法令の遵守体制の強化について提言を行なうなど、その責務を果たしております。

#### 社外監査役 岡田照美

当事業年度に開催された取締役会12回の全て、監査役会13回の全てに出席いたしました。

出席した取締役会及び監査役会においては、協和醸酵工業株式会社（現協和発酵キリン株式会社）等において長年にわたる業務、経営に携わってこられた経験、識見に基づき、取締役及び使用人等からの職務執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

同氏は、日頃から法令遵守の視点に立った提言を行っており、当社は平成26年4月にポリ塩化アルミニウムの取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、それ以降同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。平成28年2月に同委員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為が認められるとして、排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたが、本件を厳粛に受け止め、独占禁止法遵守の一層の強化・徹底を求めるとともに、法令の遵守体制の強化について提言を行なうなど、その責務を果たしております。

#### ③ 独立性及び選任理由

当社の社外取締役及び社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための機能と役割を担う役員であります。

社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準は、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要な取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家、当社の主要株主又は主要株主の業務執行者、当社又はその子会社の業務執行者でない方、当社又はその子会社の非業務執行取締役でない方（社外監査役の場合）といたしております。

## 社外取締役 相澤益男

相澤益男氏は、社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担える方であり、且つ、長年にわたる研究者、大学教授、学長及び科学技術分野における公的機関の有識者としての経験、識見を当社の経営に生かして頂ける方であるため選任いたしております。なお、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要な取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家、当社の主要株主又は主要株主の業務執行者、当社又はその子会社の業務執行者である方はございません。また、同氏は科学技術振興機構の顧問に就任されており、同機構は当社との間に取引関係がありますが、その取引金額は平成27年度において当社売上原価の0.00%であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、同氏は独立性を有すると考えております。なお、同氏は相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

## 社外取締役 坂本吉弘

坂本吉弘氏は、社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担える方であり、且つ、長年にわたる行政官及び経営者の経験・識見を当社の経営に生かして頂ける方であるため選任いたしております。なお、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要な取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家、当社の主要株主又は主要株主の業務執行者、当社又はその子会社の業務執行者である方はございません。又、同氏は一般財団法人安全保障貿易情報センターの理事長に就任されており、当社と同法人との間には取引関係がありますが、その取引金額は平成27年度において当社売上原価の0.00%であることから、当社の売上原価に鑑みると、特

別の利害関係を生じさせる重要性はなく、同氏は独立性を有すると考えております。なお、同氏は相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### 社外監査役 井出義男

井出義男氏は、社外監査役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担える方であり、且つ、日清紡績株式会社（現日清紡ホールディングス株式会社）において長年にわたる業務・経営等に携わってこられた経験・識見を当社の経営に生かして頂ける方であるため選任いたしております。なお、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要な取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家、当社の主要株主又は主要株主の業務執行者、当社又はその子会社の業務執行者、当社又はその子会社の非業務執行取締役である方はございません。また、同氏は日清紡績株式会社（現日清紡ホールディングス株式会社）の出身であり、同社は当社株式を0.99%保有しており、当社は同社の株式を0.96%保有しておりますが、株式の割合を鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、同氏は独立性を有すると考えております。また、同氏は現在、当社の取引先又はその出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。なお、同社社外監査役に当社出身者である川上 洋氏が就任しております。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

#### 社外監査役 中村節男

中村節男氏は、社外監査役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担える方であり、且つ、小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）等において長年にわたる業務・経

営に携わってこられた経験・識見を当社の経営に生かして頂ける方であるため選任いたしております。なお、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要な取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家、当社の主要株主又は主要株主の業務執行者、当社又はその子会社の業務執行者、当社又はその子会社の非業務執行取締役である方はございません。また、同氏は小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）の出身であり、当社と同社との間には取引関係がありますが、その取引金額は平成27年度において当社売上原価の0.00%であることから、当社の売上原価に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく同氏は独立性を有すると考えております。なお、同氏は現在、相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

#### 社外監査役 岡田照美

岡田照美氏は、社外監査役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担える方であり、且つ、協和醸酵工業株式会社（現協和発酵キリン株式会社）等において長年にわたる業務・経営に携わってこられた経験・識見を当社の経営に生かして頂ける方であるため選任いたしております。なお、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要な取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家、当社の主要株主又は主要株主の業務執行者、当社又はその子会社の業務執行者、当社又はその子会社の非業務執行取締役である方はございません。また、同氏は現在、当社の取引先又はその出身者、相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

### ③ 会計監査人の状況

(1) 名称 八重洲監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 (うち、非監査業務に係る報酬等の額)	62百万円 ( 0百万円)
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	66百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等に対する監査役会の同意理由

監査役会は、会計監査人の報酬等の適正性に関し、会計監査人から提示された監査方針・監査計画の内容及び前期との比較、職務遂行状況、前期の報酬等との比較、経理部門との意見交換などに基づき、当社グループの監査環境及び内部統制システムに対するリスク評価等を踏まえた適切な体制及び計画のもとで会計監査を遂行するのにふさわしい報酬であると判断しました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、国の機関に提出する確認書発行についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### ④ 業務の適正を確保するための体制

##### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

執行役員制度を導入することで、取締役の監督機能と執行役員の業務執行機能を明確化すると同時に、定期的に開催する取締役会で、執行役員等から業務執行に関する報告を受けることとし、業務執行の監督体制を整備、充実する。

取締役会の意思決定の適法性、効率性、妥当性を高めるため、独立性のある社外取締役を選任する。

重要な業務執行については、意思決定を適切に行うべく、取締役会決議で決定することとし、予め、取締役会付議基準を定めておく。また、経営会議を設置して業務執行に係る事項を審議するほか、一定の事項については、経営会議で審議した後、取締役会において審議するものとする。また、各監査役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務遂行を監査するとともに、適宜各事業場の業務遂行状況も監査する。さらに、社外監査役が半数以上を占める監査役会では、組織的な監査を実現し、適切な監査意見の形成を図り、監査の実効性を高める。

取締役、執行役員、監査役等に対し、コンプライアンス推進委員会等を通じコンプライアンスに関する研修等を行うことにより、コンプライアンスの理解を深め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

内部情報管理及び内部者取引規制について、業務に関して知り得た内部情報の管理、伝達及び公表、並びに、当社又は他の上場会社の株式等の売買及び取引推奨行為について遵守すべき基本的事項を定め、内部者取引の未然防止を図る。

財務報告に係る内部統制体制に関しては、会計処理において関係法令及び会計基準等を遵守し財務報告の適正性を確保するとともに、経営の意思決定及び会計事実が財務報告に与える影響の評価及び分析を行い、財務報告の信頼性を確保する。

内部通報窓口について、社内窓口のほか、社外（弁護士事務所）へも窓口を設置し、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化に資する。

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。契約にお

いては相手方が暴力団関係者でないか確認し、契約を書面により締結する場合は、当該契約の相手方が暴力団関係者であると判明した場合には当該契約を解除することができるとする特約を契約書等の書面に定めることとする。

個人情報及び特定個人情報（マイナンバー）保護について、個人情報管理の重要性と責任を自覚し、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、関係法令及び社内規程を誠実に遵守し、個人情報を適切に取り扱う。

セクシャル・ハラスメント及びパワーハラスメントの防止に努め快適な職場環境を実現する。

国内外の公務員等に対する贈賄行為を規制し適切な贈賄防止体制の構築及び運用を図る。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、委員会等の各種会議体の議事録作成は、各会議体の規程で定めるとともに、その他重要な意思決定に関する文書の作成は、稟議規程で定めるとし、文書の整理、保存及び廃棄については、情報の適切な管理を行うため、文書保存管理規程を策定する。

監査役は、所定の文書、規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、且つ、保存及び管理されているかを調査し、必要であると認めたときは、取締役若しくは執行役員又は使用人に対し説明を求め、又は意見を述べなければならないこととする。

内部情報管理及び内部者取引規制について、業務に関して知り得た内部情報の管理、伝達及び公表、並びに、当社又は他の上場会社の株式等の売買及び取引推奨行為について遵守すべき基本的事項を定め、内部者取引の未然防止を図る。

当社及び当社グループを構成する関係会社の秘密情報について、適正な管理体制を定め、守秘義務の徹底を図る。

個人情報及び特定個人情報（マイナンバー）保護について、個人情報管理の重要性と責任を自覚し、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、関係法令及び社内規程を誠実に遵守し、個人情報を適切に取り扱う。

契約書の管理体制を整備する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

特に重要と認められるリスクに関しては、これに対応した各種委員会を設置し規程を制定するとともに、各事業部門は、それぞれの部門に応じたリスクの管理を行う。新たなリスクが生じ若しくは生じ得る場合は、速やかに対応責任者となる執行役員を定める。また、取締役会は、随時、委員会、担当執行役員から報告を受け、若しくはこれらに対し報告を求め、社会的責任を含めたリスクの把握に努め、必要な対応策を講じる。

ソーシャルメディアの普及・利用による会社への不測の損害や想定外のトラブルに巻き込まれないよう未然防止を図る。

(注) 現在、独占禁止法遵守推進委員会、環境安全推進委員会、安全衛生委員会、製品安全対策委員会、安全保障貿易管理委員会、財務報告リスク評価委員会、コンプライアンス推進委員会等を設置し、これに対応した規程を制定している。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度を導入し、重要な経営事項の意思決定及び監督機能並びに業務執行機能を分離して取締役会をスリム化するとともに、職務権限を分担し、業務機構、業務分掌及び職制を定めて、指揮命令系統を明確化し、意思決定が迅速且つ適切に実行される体制を整備する。

#### (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

組織規程、就業規則等社則規程とともに、内部監査体制を整備して、適正に自己の職務を精励させ、明確にされた指揮命令系統に従って、適切に業務を遂行させる。特に重要と認められる事項に関しては、各種委員会を設置して、調査、審議、指導、啓蒙活動を行い、違法行為の未然防止を図る。

使用人に対し、コンプライアンスに関する研修等を行うことにより、コンプライアンスの理解を深め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

内部情報管理及び内部者取引規制について、業務に関して知り得た内部情報の管理、伝達及び公表、並びに、当社又は他の上場会社の株式等の売買及び取引推奨行為について遵守すべき基本的事項を定め、内部者取引の未然防止を図る。

財務報告に係る内部統制体制に関しては、会計処理において関係法令及び会計基準等を遵守し財務報告の適正性を確保するとともに、経営の意思決定及び会計事実が財務報告に与える影響の評価及び分析を行い、財務報告の信頼性を確保する。

内部通報窓口について、社内窓口のほか、社外（弁護士事務所）へも窓口を設置し、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化に資する。

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。契約においては相手方が暴力団関係者でないか確認し、契約を書面により締結する場合は、当該契約の相手方が暴力団関係者であると判明した場合には当該契約を解除することができるとする特約を契約書等の書面に定めることとする。

個人情報及び特定個人情報（マイナンバー）保護について、個人情報管理の重要性と責任を自覚し、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、関係法令及び社内規程を誠実に遵守し、個人情報を適切に取り扱う。

セクシャル・ハラスメント及びパワーハラスメントの防止に努め快適な職場環境を実現する。

国内外の公務員等に対する贈賄行為を規制し適切な贈賄防止体制の構築及び運

用を図る。

(注) 現在、独占禁止法遵守推進委員会、環境安全推進委員会、安全衛生委員会、製品安全対策委員会、安全保障貿易管理委員会、財務報告リスク評価委員会、コンプライアンス推進委員会等を設置し、これに対応した規程を制定している。

## (6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

各子会社に対する総括責任者として当社担当役員をそれぞれ定めるとともに、各子会社の業務について指導、監督する当社管理部署をそれぞれ定めて、各管理部署は子会社の業務状況について適宜総括責任者に報告、協議するものとする。子会社は必要に応じて、決算、業務内容を当社重要会議に報告するものとする。また、子会社代表取締役の決定事項のうち報告を要する項目については、その内容を当社管理部署に文書にて報告するものとする。

特に重要と認められるリスクに関しては、これに対応した各種委員会を設置し規程を制定するとともに、子会社を管理する各管理部署は、それぞれの管理部署に応じたリスクの管理を行う。新たなリスクが生じ若しくは生じ得る場合は、速やかに対応責任者となる執行役員を定める。また、取締役会は、随時、委員会、担当執行役員から報告を受け、若しくはこれらに対し報告を求め、社会的責任を含めたリスクの把握に努め、必要な対応策を講じる。

子会社は、自主独立の精神をもって事業の発展を図り、併せて当社の総合的経営方針及び連結経営体制に則り、セントラル硝子グループ全体の発展を図るものとする。

子会社等の管理の担当部署を置き、子会社管理に関わる規程を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

子会社と当社が常に緊密な連携のもとに相互に関連する業務を円滑・効率的に遂行するため、当社社長、当社担当役員、当社管理部署事業場長及び子会社代表

者の決裁基準を定める。

当社グループのコンプライアンスを徹底するため、特に重要と認められる事項に関しては、各種委員会を設置して、調査、審議、指導、啓蒙活動を行い、違法行為の未然防止を図る。

コンプライアンスに関する研修等を行うことにより、コンプライアンスの理解を深め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

内部情報管理及び内部者取引規制について、業務に関して知り得た内部情報の管理、伝達及び公表、並びに、当社又は他の上場会社の株式等の売買及び取引推奨行為について遵守すべき基本的事項を定め、内部者取引の未然防止を図る。

財務報告に係る内部統制体制に関しては、会計処理において関係法令及び会計基準等を遵守し財務報告の適正性を確保するとともに、経営の意思決定及び会計事実が財務報告に与える影響の評価及び分析を行い、財務報告の信頼性を確保する。

内部通報窓口について、社内窓口のほか、社外（弁護士事務所）へも窓口を設置し、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化に資する。

当社及び当社グループを構成する関係会社の秘密情報について、適正な管理体制を定め、守秘義務の徹底を図る。

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。契約においては相手方が暴力団関係者でないか確認し、契約を書面により締結する場合は、当該契約の相手方が暴力団関係者であると判明した場合には当該契約を解除することができるとする特約を契約書等の書面に定めることとする。

ソーシャルメディアの普及・利用による会社への不測の損害や想定外のトラブルに巻き込まれないよう未然防止を図る。

個人情報保護について、個人情報管理の重要性和責任を自覚し、個人情報の保護に関する法律、関係法令及び社内規程を誠実に遵守し、個人情報を適切に取り扱う。

セクシャル・ハラスメント及びパワーハラスメントの防止に努め快適な職場環

境を実現する。

国内外の公務員等に対する贈賄行為を規制し適切な贈賄防止体制の構築及び運用を図る。

(注) 現在、独占禁止法遵守推進委員会、環境安全推進委員会、安全衛生委員会、製品安全対策委員会、安全保障貿易管理委員会、財務報告リスク評価委員会、コンプライアンス推進委員会等を設置し、これに対応した規程を制定している。

#### (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会に事務局を置き、監査役を補助すべき使用人として、監査役スタッフがこれにあたり、必要な人員を配置する。また、内部監査、経理、総務、法務部門も監査役を補助する。

#### (8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査役スタッフの取締役及び執行役員からの独立性の確保に留意し、必要あると認めるときは、取締役及び執行役員との間で協議の機会を持たなければならないこととする。

監査役を補助すべき使用人の人事異動、懲戒に関しては、監査役の事前の同意を得るものとする。

#### (9) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の事情を考慮し、監査の実効性の確保の観点から、監査役の職務を補助すべき使用人の体制の強化に努めるものとする。

補助使用人に関して、①監査役の監査体制に照らし、その職務を執行するために必要と認められる補助使用人の員数又は専門性が欠けていると認められる場合、②監査役の指示により補助使用人が行う会議等への出席、情報収集その他必要な行為が、不当に制限されていると認められる場合、③補助使用人に対する監査役の必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合、④補助使用人に関する人事異動（異動先を含む）・人事評価・懲戒処分等に対して監査役に同意権が付与されていない場合、⑤その他、監査役監査の実効性を妨げる特段の事情のいずれかが認められる場合には、監査役は、代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行うこととする。この監査役の要請は、必要に応じ監査役会における審議を経て行う。この要請に対して、代表取締役等又は取締役会が正当な理由なく適切な措置を講じない場合には、監査役は、監査役会における審議を経て、監査報告等においてその旨を指摘する。

#### (10) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制・子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等が監査役に報告するための体制

監査役は、取締役及び執行役員等が業務の執行状況を報告する取締役会に出席しその報告を聞くほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議又は委員会に出席するとともに、出席しない場合には、付議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧する。

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、これを直ちに報告しなければならない。

取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等は、監査役から調査、報告若しくは説明を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

監査役は、取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制の強化に努めるものとする。

監査役への報告体制について、①取締役会以外で監査役が出席する必要がある重要な会議等について、監査役の出席機会を確保する措置が講じられていない場合、②監査役が出席しない会議等について、その付議資料、議事録等の資料が監査役の求めに応じて適時に閲覧できる措置が講じられていない場合、③業務執行の意思決定に関する稟議資料その他重要な書類が、監査役の求めに応じて適時に閲覧できる措置が講じられていない場合、④代表取締役等、内部監査部門又は内部統制部門が監査役に対して定期的に報告すべき事項が報告されていない場合、⑤上記④の報告事項以外で、代表取締役等、内部監査部門又は内部統制部門が監査役に対して適時に報告すべき事項が報告されていない場合、⑥会社に置かれている内部通報システムについて、監査役に当該システムから提供されるべき情報が適時に報告されていない場合のいずれかが認められる場合には、監査役は、代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行う。この監査役の要請は、必要に応じ監査役会における審議を経て行い、代表取締役等又は取締役会が正当な理由なく適切な措置を講じない場合には、監査役は、監査役会における審議を経て、監査報告等においてその旨を指摘する。

(11) 監査役に報告した取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告した取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けてはならない。但し、報告者は虚偽の報告及び不正の目的の報告を行ってはならない。

(12) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理について会社に請求することができる。尚、監査費用の支出にあたっては、監査役は、その効率性及び適正性に留意しなければならない。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもつなど、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深める。また、監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門等と密接な関係を保ち、効率的な監査を実施し、必要に応じ、内部監査部門等に対して調査を求めることができることとする。

監査役及び監査役会は、会計監査人と定期的に会合をもつなど緊密な関係を保持ほか、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うとともに、監査役は、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求める。

(14) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

基本理念と基本方針で構成される「企業理念」を新たに制定し、これを実現し続けるため「セントラル硝子グループ行動規範」を改正いたしました。

コンプライアンス遵守の推進及び特に重要と認められるリスクの管理については規程を制定し各種委員会が調査、審議、指導、啓蒙活動を行い、違法行為の未然防止を図っております。具体的には、反社会的勢力に対する取組みとして新規及び更新する契約書には契約当事者が暴力団員等と関係を有することが判明したときは何らの催告を要せず契約を解除できる旨の条項を設けております。

営業秘密については「営業秘密管理規程」、「営業秘密管理基準」、「文書

保存管理規程」、入社時及び役員就任時の「誓約書」により秘密情報の保護管理を徹底しております。インサイダー取引規制については「内部情報及び内部者取引規制に関する規則」を金融商品取引法等の改正に基づき改正し、内部情報の管理を徹底するとともに、内部情報に基づく取引及び内部情報に基づく取引推奨を禁止し、当社の株式等を売買する場合は事前申請し許可を得なければならない事としております。

ソーシャルメディアの普及・利用による会社への不測の損害や想定外のトラブルに巻き込まれないよう「ソーシャルメディア利用規程」を制定し注意喚起を図っております。

個人情報及び特定個人情報（マイナンバー）については「個人情報保護方針」「外部個人情報管理規程」及び「個人情報管理規程」の周知徹底、並びに「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」及び「特定個人情報等取扱規程」に基づく安全管理体制を構築しています。

契約書管理システム構築により契約書保存のバックアップ及び期日管理の整備を図っております。

国内外の公務員等に対する贈賄行為を規制し適切な贈賄防止体制の構築のため「贈賄防止規程」を制定し原則利益供与を行ってはならないこととし必要ある場合は利益供与を行う場合には事前承認手続を要することとしました。

監査役会は、常勤監査役2名及び一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備え且つ専門分野における有識者として当社の経営に生かしていける経験・識見を備えた者で構成され監査機能が実効的に行われるよう機関設計しております。具体的には、監査役は、代表取締役との意思疎通を図るべく、会社が対処すべき課題や取り巻くリスク、監査状況等について意見交換を行う定期ミーティングを開催している他、各取締役と面談し善管注意義務、内部統制システムの構築・運用義務、競業禁止義務等の法令遵守状況の確認及び職務執行状況に関する意見交換を行っています。内部監査部門である監査部とは毎月監査部担当役員も同席した定期会合を行い、監査実施状況、内部統制監査の進捗等について報告し、意見交換を行っています。会計監査人からは年間監査計画、四半期レビュー、期末監査、財務報告内部統制に係る監査等について随時、説明、報告を受けるとともに意見交換を行って相互の連携を図っていま

す。その他、会計監査人の解任又は不再任の決定方針を定める他、選任及び再任並びに監査報酬の同意について各種事項を確認評価し当社の監査に対応した相応の水準を有しているか否かを判断いたしております。

## ⑤ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分にあたりましては、企業体質の強化をはかるため、研究開発や設備投資など将来の事業展開のための内部留保の充実を考慮しつつ、長期的視点に立って業績に見合った安定的な配当を行うことを基本方針といたしております。

株主への利益還元につきましては、配当及び自己株式取得の合計額の連結利益に対する比率（株主総還元性向）の30%以上の継続を目標といたします。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき5円とさせていただきます。これにより当期の年間配当金は、中間配当金5円を含めまして、1株につき10円となります。

## ⑥ 会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

#### ① 基本方針の内容の概要

当社は、当社株主は市場における自由な取引を通じて決定されるものと考えております。従って、当社の支配権の移転を伴うような当社株式の買付けの提案に応じるか否かのご判断も、最終的には株主の皆様のご自由な意思に基づいて行われるものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為（下記(3)①に定義されます。以下、同じとします。）の中には、(i)買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、株主の皆様の共同の利益（以下、単に「株主共同の利益」といいます。）に対する明白な侵害をもたらすもの、(ii)株主の皆様様に株式の売却を事実上強要するもの、(iii)当社取締役会が、大規模買付者（下記(3)①に定義されます。以下、同じとします。）が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下、「代替案」といいます。）を提示するために合理的に必要となる期間を与えないもの、(iv)株主の皆様に対して、買付内容を判断するために合理的に必要となる情報や時間を十分に提供することなく行われるもの、(v)買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の蓋然性等）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適當なものも想定されます。当社といたしましては、株主共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付行為を行う大規模買付者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適當でないと考えております。

そこで、当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様様に還元していくことで株主共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じて当社株主となられた方々にお支え頂くことを原則としつつも、大規模買付行為により、このような株主共同の利益が毀損される場合には、かかる大規模買付行為を行う大規模買付者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適當であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

## ② 基本方針策定の背景

当社の事業は、建築用ガラス、自動車産業向け加工ガラス等の製造・販売等を行うガラス事業、及び、化学品、肥料、ガラス繊維、ファインケミカル製品の製造・販売等を行う化成品事業から構成されており、当社の経営には、昭和11年の会社設立以来蓄積された専門知識・経験・ノウハウ、従業員、工場・生産設備が所在する地域社会、及び、国内外の顧客・取引先等との間に築かれた長期的取引関係への理解が不可欠であります。また、当社は、ファインケミカル製品を中心とした成長分野である高機能・高付加価値製品分野への経営資源の重点的な投入により、中長期的な視点から企業価値を増大させるべく努めることとしており、このような当社の事業特性に対する理解なくしては当社の企業価値を向上していくことは困難であり、また、株主共同の利益の維持・向上のためには、濫用的な買収等を未然に防ぎ、中長期的な観点からの安定的な経営を行うことが必須であると考えています。当社といたしましては、生産販売体制の強化と原価低減の推進等の経営全般にわたる効率化を進めるとともに、基幹事業における構造改革の推進、研究開発及び技術開発の強化、成長分野への経営資源の重点的な投入や海外展開の加速により、グループ企業力の強化に取り組んでおります。

しかしながら、昨今、新しい法制度の整備や資本市場の情勢、経済構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては上記の取引関係や経営資源、適切な企業集団の形成等に基づく当社の持続的な企業価値の維持及び向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となってまいりました。

当社といたしましては、このような動きに鑑み、大規模買付者が現われる事態を常に想定しておく必要があるものと考えます。なお、当社といたしましては、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。

以上の事情を背景として、当社は上記①のとおり基本方針を策定いたしました。

## (2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、株主共同の利益を向上させるための取組みとして、下記①の中期経営計画等による企業価値向上への取組み、及び、下記②のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方等に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みを通じて、株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映していくことにより、上記のような株主共同の利益を毀損する大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記(1)の基本方針の実現に資するものであると考えております。

### ① 中期経営計画等による企業価値向上への取組み

#### (a) 当社グループの経営の基本方針

当社及び当社の関係会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、“ものづくりで築く より良い未来” 「セントラル硝子グループは、ものづくりを通じて、真に豊かな社会の実現に貢献します。」を基本理念とし、その実現に向けて進むべき方向性を具体的に定めた基本方針と合わせて、企業理念として掲げております。

当社グループが創業当時から企業活動の中心に据えております「ものづくり」は、誠実を基本姿勢とした、研究開発、製造、販売等の企業活動全般を意味しており、今後の更なる飛躍に向けても、すべての基礎になるものと考えております。

各事業活動においては、ガラス、化成品事業をコアビジネスとして、その事業基盤の強化を図るとともに、当社が保有する独創的な技術を通じて、高機能、高付加価値製品分野の拡充を図ります。また、環境対応・省エネルギー化の推進や、グローバルな事業展開による収益力の向上に注力し、安定した財務体質のもと企業価値を増大させることを常に目指し続けてまいります。

これらの方針のもと、経営全般にわたり効率化を高め企業体質の変革をはかるとともに、研究開発力の強化と成長事業への経営資源の重点的な投入を行い、グループ企業力の強化に努めてまいります。また、レスポンシブル・ケアの方針に基づき、製品の開発から廃棄に至る全ライフサイクルにおける「環境・安全・健康」を確保することにより、社会的責任を果たしてまいります。

## (b) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、平成26年度を初年度とする中期経営計画を策定しており、その基本方針および基本戦略は以下の通りです。

### 基本方針

事業基盤の強化と独創的な技術を通じて新たな成長へ

### 基本戦略

- (i) 「環境・エネルギー、ライフサイエンス、快適な生活」をキーワードとした成長事業への積極的な投資による収益拡大
- (ii) ベース事業の構造改革の推進
- (iii) 積極的な海外展開とグループ経営の基盤強化
- (iv) 10年先をも睨んだ研究開発体制の強化

## ② コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方等

### (a) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、一層の企業価値の向上と収益の拡大を図るため、絶えず経営全体の透明性及び公正性を高めてゆくとともに、経営環境の変化に迅速に対応することができる効率的且つ合理的な組織体制の確立に努めてまいります。

### (b) 会社の機関及び内部統制体制の整備の状況等

当社は、取締役会と監査役会をコーポレート・ガバナンスの基礎とした上で、執行役員制度を導入し、重要な経営事項に関する意思決定及び業務執行の監督機能並びに業務執行機能を分離することにより取締役会をスリム化し、経営の効率化と迅速化を図っております。

また、監査・監督機能を高めるため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた社外取締役及び社外監査役が、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための機能と役割を担っております。

そして、会社法に定める内部統制体制の構築に関する基本方針を平成18年5月15日開催の当社取締役会において決議し、全社的な内部統制体制の整備に努めております。かかる基本方針については、平成20年4月21日開催の当社取締役会において、反社会的勢力排除を内容とする一部改正、平成21年4月23日開催の当社取締役会において、内部情報管理及び内部者取引規則並びに財務報告に係る内部統制体制及び財務報告リスク評価委員会の設置に係わる一部改正、平成22年4月26日開催の当社取締役会において、社外取締役の

選任、内部通報制度の拡充、コンプライアンス推進委員会に関する一部改正、平成24年4月23日開催の当社取締役会において、秘密情報の適正な管理体制及び契約時における暴力団関係者に対する措置に関する一部改正、平成25年5月20日開催の当社取締役会において所要の変更を行い、平成26年4月21日開催の当社取締役会において、金融商品取引法改正に伴う未公表の内部情報の伝達及び取引推奨行為の規制及びソーシャルメディアの普及・利用による会社への不測の損害や想定外のトラブルに巻き込まれないよう未然防止を図る旨の一部改正、平成27年4月23日開催の当社取締役会において、会社法及び会社法施行規則の改正に伴う企業集団における業務の適正を確保するための体制整備及び監査役の監査を支える体制等の整備、個人情報保護の遵守、セクシャル・ハラスメント及びパワーハラスメントの防止に関する一部改正、平成28年4月25日開催の当社取締役会においてマイナンバーの適正な取扱いの確保、契約書管理の整備、贈賄防止体制の構築及び運用に関する一部改正を行い、これに基づき実施しております。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成25年5月9日開催の当社取締役会において、概ね下記のとおり、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を導入することに関して決議を行い、あわせて本対応方針の導入に関する承認議案を同年6月27日開催の当社第99回定時株主総会に提出することを社外取締役1名を含む当社取締役全員の賛成により決定し、また、本対応方針の導入については同定時株主総会において株主の皆様の承認を得ております。なお、上記の取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。本対応方針の詳細につきましては、当社ホームページ [http://www.cgco.co.jp/ir/data/h250509\\_3.pdf](http://www.cgco.co.jp/ir/data/h250509_3.pdf) をご参照下さい。

## 記

### ① 本対応方針の対象となる行為

本対応方針は、株券等保有割合又は株券等所有割合が20%以上となるような当社の株券等の買付行為等（但し、当社取締役会が予め承認した行為を除きます。）若しくはその可能性のある行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者を以下、

「大規模買付者」といいます。)を対象としております。

## ② 大規模買付ルールの設定

大規模買付者に従って頂く大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

### (a) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、当社代表取締役社長執行役員宛に、大規模買付ルールに従うことを誓約する旨等を記載した意向表明書（大規模買付者が法人又は組合の場合には、代表者の資格証明書を含みます。）及び添付書面（商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明するに足りる書面（外国語の場合には、日本語訳を含みます。))を提出して頂きます。

### (b) 大規模買付者に対する情報提供要求

上記(a)の意向表明書をご提出頂いた場合、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供して頂きます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出して頂いた日から10営業日以内に、大規模買付行為の目的、方法及び内容等の当初提供して頂くべき情報を記載した大規模買付情報リストを発送しますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供して頂きます。なお、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。

また、大規模買付者から当初提供して頂いた情報だけでは当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して（以下、「意見形成」といいます。）、若しくは代替案を立案して（以下、「代替案立案」といいます。）株主の皆様に対して適切に提示すること、又は、特別委員会が下記③(a)に定める勧告を行うことが困難であると当社取締役会が必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で合理的に判断する場合には、当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、大規模買付者から追加の情報を提供して頂くための合理的な期間（大規模買付情報リストを発送した日から60日以内（初日不算入））とします。以下、「追加情報提供期間」といいます。

す。)を定め、当該追加情報提供期間及び当該追加情報提供期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示した上で、株主の皆様による適切なご判断、当社取締役会による意見形成及び代替案立案並びに特別委員会による勧告のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

なお、当社取締役会が、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要且つ十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断した場合、又は追加情報提供期間が満了した場合には、当社は、速やかに、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を適時且つ適切に開示します。

さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。）を適時且つ適切に開示します。

### (c) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、外部専門家等の助言を得た上で、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じて、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には最長60日間、その他の大規模買付行為の場合には最長90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報に基づき、株主共同の利益の確保・向上の観点から、企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。かかる評価、検討及び意見形成の結果については、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に開示します。また、当社取締役会が立案した代替案については、株主の皆様へ提示することもあります。

なお、特別委員会が取締役会評価期間内に下記③(a)に定める勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、合理的に必要と認め

られる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとします（但し、延長は一度に限るものとします。）。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適時且つ適切に開示します。

大規模買付行為は、本対応方針に別段の定めがない限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始することができるものとします。なお、株主意思確認総会（下記③(a)に定義されます。）を招集する場合については、下記③(c)をご参照下さい。

### ③ 対抗措置の発動・不発動等

#### (a) 特別委員会の勧告

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反し、且つ、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する(i)対抗措置の発動、又は、(ii)対抗措置の発動の是非について株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）の招集を勧告します。

これに対して、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会が適切と判断する場合には、特別委員会は、当社取締役会に対して、株主意思確認総会の招集を勧告することができるものとします。また、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合や、大規模買付者の提案する買収の方法が二段階買付け等の強圧的な方法による買収である場合等の当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく毀損するものであると明白に認められる場合には、特別委員会は、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告することができるものとします。

#### (b) 当社取締役会による決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動若しくは不発動、又は株主意思確認総会の招集その他必要な決議を行うものとします。

### (c) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、(i)特別委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合、又は、(ii)特別委員会から対抗措置の発動若しくは不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置の発動若しくは不発動の決議を行わず、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとします。当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、対抗措置を発動するか否かの判断について、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

### (d) 対抗措置の具体的内容

当社取締役会が本対応方針に基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件や、(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするとときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

## (4) 上記(2)の取組みについての当社取締役会の判断

当社は、企業価値を安定的且つ持続的に向上させていくことこそが株主の皆様共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、株主共同の利益の向上を目的として、上記(2)の取組みを行っております。これらの取組みを通じて、株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、株主共同の利益を毀損する当社株式の大規模買付行為は困難にな

るものと考えられます。従いまして、上記(2)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

#### (5) 上記(3)の取組みについての当社取締役会の判断

上記(3)の取組みは、大規模買付行為に関する必要な情報の提供とその内容の考慮・検討のための期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び、株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を行おうとし又は現に行っている大規模買付者に対して、対抗措置を発動することができることとしております。従いまして、上記(3)の取組みは、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記(3)の取組みは、株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大規模買付者に対して、事前に当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の提供及びその内容の考慮・検討のための期間の確保を求めるために導入されるものです。さらに、上記(3)の取組みにおいては、株主意思の重視（株主総会決議による導入、株主意思確認総会の招集及びサンセット条項）、合理的な客観要件の設定、特別委員会の設置等、当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記(3)の取組みの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されております。

従いまして、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

以 上

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)  
(百万円未満切捨)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	117,745	流動負債	70,971
現金及び預金	19,372	支払手形及び買掛金	19,884
受取手形及び売掛金	45,547	短期借入金	25,899
商品及び製品	27,139	未払法人税等	2,113
仕掛品	2,771	未払費用	8,420
原材料及び貯蔵品	15,689	繰延税金負債	125
繰延税金資産	1,416	賞与引当金	1,430
その他	5,966	その他	13,098
貸倒引当金	△159	固定負債	47,989
固定資産	161,161	社 債	20,400
有形固定資産	103,980	長期借入金	9,128
建物及び構築物	25,218	繰延税金負債	2,777
機械装置及び運搬具	37,281	役員退職慰労引当金	12
土 地	25,077	特別修繕引当金	4,439
建設仮勘定	13,047	事業構造改善引当金	3,728
その他	3,356	環境対策引当金	145
		退職給付に係る負債	7,233
		その他	123
		負 債 合 計	118,961
		純 資 産 の 部	
無形固定資産	1,460	株主資本	136,519
のれん	104	資本金	18,168
その他	1,356	資本剰余金	8,117
投資その他の資産	55,720	利益剰余金	114,610
投資有価証券	50,011	自己株式	△4,377
長期貸付金	136	その他の包括利益累計額	20,586
繰延税金資産	1,309	その他有価証券評価差額金	18,222
退職給付に係る資産	2,537	繰延ヘッジ損益	61
その他	2,049	為替換算調整勘定	1,876
貸倒引当金	△323	退職給付に係る調整累計額	425
資 産 合 計	278,907	非支配株主持分	2,840
		純 資 産 合 計	159,946
		負 債 純 資 産 合 計	278,907

## 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)  
(百万円未満切捨)

売上高		235,361
売上原価		185,856
売上総利益		49,504
販売費及び一般管理費		35,557
営業利益		13,947
営業外収益		
受取利息	24	
受取配当金	934	
持分法による投資利益	447	
受取賃貸料	563	
補助金収入	341	
その他	1,064	3,375
営業外費用		
支払利息	425	
為替差損	139	
製造休止損失	397	
固定資産廃棄損	903	
たな卸資産廃棄損	290	
その他	550	2,706
経常利益		14,615
特別利益		
固定資産売却益	84	
投資有価証券売却益	475	560
特別損失		
固定資産売却損	49	
減損損失	42	92
税金等調整前当期純利益		15,084
法人税、住民税及び事業税	3,690	
法人税等調整額	1,299	4,989
当期純利益		10,095
非支配株主に帰属する当期純利益		48
親会社株主に帰属する当期純利益		10,047

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)(単位：百万円)  
(百万円未満切捨)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	18,168	8,117	106,729	△2,865	130,149
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,078		△2,078
親会社株主に帰属する当期純利益			10,047		10,047
連結範囲の変動			△87		△87
自己株式の取得				△1,511	△1,511
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	0	7,881	△1,511	6,370
当 期 末 残 高	18,168	8,117	114,610	△4,377	136,519

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	21,681	△423	2,736	173	24,167	2,263	156,580
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△2,078
親会社株主に帰属する当期純利益							10,047
連結範囲の変動							△87
自己株式の取得							△1,511
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	△3,458	484	△859	252	△3,581	577	△3,004
当 期 変 動 額 合 計	△3,458	484	△859	252	△3,581	577	3,366
当 期 末 残 高	18,222	61	1,876	425	20,586	2,840	159,946

## 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)  
(百万円未満切捨)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	70,512	流動負債	39,862
現金及び預金	11,184	支払手形	1,469
受取手形	1,294	買掛金	6,169
売掛金	22,953	短期借入金	18,215
商品及び製品	14,477	未払金	4,312
仕掛品	1,038	未払法人税等	1,841
原材料及び貯蔵品	6,964	未払費用	4,991
前払費用	131	預り金	1,678
短期貸付金	7,450	賞与引当金	765
未収入金	3,267	その他	416
繰延税金資産	883	固定負債	46,354
その他	870	社 債	20,400
貸倒引当金	△3	長期借入金	8,467
固定資産	156,055	繰延税金負債	2,800
有形固定資産	65,397	退職給付引当金	6,521
建 物	13,806	役員退職慰労引当金	9
構築物	3,429	特別修繕引当金	4,233
機械及び装置	14,695	事業構造改善引当金	3,728
車両運搬具	60	環境対策引当金	145
工具、器具及び備品	2,309	その他	48
土 地	22,849	負債合計	86,217
建設仮勘定	8,245	純 資 産 の 部	
無形固定資産	598	株主資本	122,145
ソフトウェア	526	資本金	18,168
その他	71	資本剰余金	8,075
投資その他の資産	90,060	資本準備金	8,075
投資有価証券	40,047	その他資本剰余金	0
関係会社株式	45,218	利益剰余金	100,245
長期貸付金	881	利益準備金	2,430
長期前払費用	974	その他利益剰余金	97,815
その他	3,072	特別償却積立金	5
貸倒引当金	△134	固定資産圧縮積立金	957
資産合計	226,568	別途積立金	62,850
		繰越利益剰余金	34,002
		自己株式	△4,343
		評価・換算差額等	18,205
		その他有価証券評価差額金	18,144
		繰延ヘッジ損益	61
		純資産合計	140,350
		負債純資産合計	226,568

## 損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)  
(百万円未満切捨)

売上高		88,485
売上原価		63,828
売上総利益		24,657
販売費及び一般管理費		15,755
営業利益		8,901
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,235	
その他	2,487	3,723
営業外費用		
支払利息	330	
その他	1,633	1,964
経常利益		10,659
特別利益		
固定資産売却益	84	
投資有価証券売却益	337	
関係会社株式売却益	137	560
特別損失		
固定資産売却損	49	49
税引前当期純利益		11,171
法人税、住民税及び事業税	2,889	
法人税等調整額	309	3,199
当期純利益		7,971

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)  
(百万円未満切捨)

	株 主 資 本											
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金						自己株式	株主資本計
		資 本 準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合計		
						特 別 償 却 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	18,168	8,075	-	8,075	2,430	11	915	62,850	28,146	94,353	△2,832	117,764
当 期 変 動 額												
特別償却積立金の取崩						△5			5	-		-
固定資産圧縮積立金の積立							46		△46	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩							△26		26	-		-
実効税率変更に伴う積立金の増加						0	21		△22	-		-
剰 余 金 の 配 当									△2,079	△2,079		△2,079
当 期 純 利 益									7,971	7,971		7,971
自己株式の取得											△1,511	△1,511
自己株式の処分			0	0							0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）												
当 期 変 動 額 合 計	-	-	0	0	-	△5	42	-	5,855	5,892	△1,511	4,381
当 期 末 残 高	18,168	8,075	0	8,075	2,430	5	957	62,850	34,002	100,245	△4,343	122,145

	評価・換算差額等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 越 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	21,584	△423	21,161	138,925
当 期 変 動 額				
特別償却積立金の取崩				-
固定資産圧縮積立金の積立				-
固定資産圧縮積立金の取崩				-
実効税率変更に伴う積立金の増加				-
剰 余 金 の 配 当				△2,079
当 期 純 利 益				7,971
自己株式の取得				△1,511
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△3,440	484	△2,955	△2,955
当 期 変 動 額 合 計	△3,440	484	△2,955	1,425
当 期 末 残 高	18,144	61	18,205	140,350

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

セントラル硝子株式会社  
取締役会 御中

八重洲監査法人

代表社員 公認会計士 原田 一雄 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 齋藤 勉 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 辻田 武司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セントラル硝子株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セントラル硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

セントラル硝子株式会社  
取締役会 御中

八重洲監査法人

代表社員 公認会計士 原田 一雄 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 齋藤 勉 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 辻田 武司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セントラル硝子株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株主会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、当社は、平成26年4月にボリ塩化アルミニウムの取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、それ以降同委員会による調査に全面的に協力してきましたが、平成28年2月に同委員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為が認められるとして、排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。当監査役会は、本件を厳粛に受け止め、再発防止に向けて法令遵守のさらなる徹底に努めていることを確認しており、今後も会社の対応状況を注視してまいります。

平成28年5月20日

セントラル硝子株式会社 監査役会

常勤監査役 神谷正明 ㊟  
 常勤監査役 大野勝則 ㊟  
 社外監査役 井出義男 ㊟  
 社外監査役 中村節男 ㊟  
 社外監査役 岡田照美 ㊟

以上

## 株式に関するご案内

### ■ 特別口座をご利用の株主様へ（特別口座からの振替のご案内）

#### 三井住友信託銀行 特別口座

株券電子化の際に、証券会社の口座で管理されていなかった株主様の当社株式は、三井住友信託銀行に開設した特別口座にて管理しています。特別口座で管理する単元株式を売買するためには、あらかじめ株主様ご自身名義の証券会社の口座に振替えておく必要があります。

#### Step 証券会社 口座開設

証券会社に口座をお持ちでない場合は、株主様ご自身でお選びいただいた証券会社に口座開設を行ってください。

#### Step 口座振替 申請書提出

口座振替申請書を三井住友信託銀行または口座を開設した証券会社へ請求し、必要事項をご記入、届出印を押印のうえ、ご提出ください。

#### 手続完了

証券会社の口座に株式が振替えられます。（所定の日数がかかりますのでご了承ください。）

### ■ 単元未満株式の買取・買増制度のご案内

当社株式の証券市場での取引は1,000株（1単元）単位となっており、単元未満株式（1～999株）を市場で売買することはできません。当社では「単元未満株式買取制度」及び「単元未満株式買増制度」を採用しておりますので、ご利用ください。

#### 買取請求

株主様が、ご所有の単元未満株式を当社に対し、買い取るよう請求する。

#### 買増請求

株主様が、ご所有の単元未満株式を単元株式（1,000株）にするため、当社に対し株式を売り渡すよう請求する。

#### 買取・買増制度の例（1,600株ご所有の場合）

$$1,600 = 1,000 \text{ (単元株式)} + 600 \text{ (単元未満株式)}$$

#### 買取請求をご利用

600株 当社が買取り

単元株式1,000株に

#### 買増請求をご利用

400株 株主様が買増し

単元株式2,000株に

買取・買増請求のお手続きの窓口はこちらです。

証券会社の口座に記録された株式	お取引の証券会社へご連絡いただき、買取・買増請求の取次ぎ手続きを行ってください。	お取引の証券会社へ
特別口座に記録された株式	特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にご連絡いただき、買取・買増請求の取次ぎ手続きを行ってください。	三井住友信託銀行株式会社へ

## 銀行口座等への振込手続きのご案内

配当金を銀行等の預金口座へ入金する手続きをしていただきますと、配当金支払開始日に株主様ご指定の口座に振り込まれ、迅速かつ安全・確実に配当金をお受け取りいただくことができます。

この機会にご検討くださいますようお願いいたします。

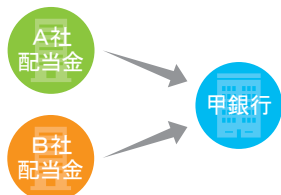
※ 少額投資非課税口座（NISA口座）を開設し、配当金について非課税の適用を受けるためには、株式数比例配分方式をご選択する必要があります。

## 振込手続きの方式（次の3種類からお選びください。）

◎ 証券会社の口座で株式を保有されている株主様は、お取引の証券会社でお手続きをしてください。

### ① 登録配当金受領口座方式

ご所有のすべての株式等の配当金をご指定の一つの銀行等の預金口座で受領する方式です。

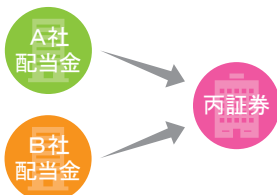


#### ご留意事項

- 振込先口座に「ゆうちょ銀行」の口座をご指定することはできません。

### ② 株式数比例配分方式

ご所有のすべての株式等の配当金を証券会社の口座を通して受領する方式です。

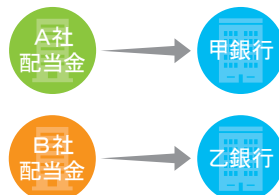


#### ご留意事項

- 少額投資非課税口座（NISA口座）を開設し、配当金について非課税の適用を受けるためには、株式数比例配分方式をご選択する必要があります。

### ③ 個別銘柄指定方式

ご所有の銘柄ごとに指定した銀行等の預金口座で配当金を受領する方式です。



#### ご留意事項

- 振込先口座に「ゆうちょ銀行」の口座をご指定することができない銘柄もありますので、下記お問い合わせ先にご確認ください。

※ **特別口座とは**、株券電子化実施時（平成21年1月）に株券を証券会社に預託していなかった株主様、または、単元未満登録株式をご所有されていた株主様の権利を保全するために、発行会社の申出により株主様名義で開設した口座です。なお、特別口座をお持ちの株主様で、株式数比例配分方式による手続きをする場合には、事前に特別口座の株式を証券会社の一般口座に振替える必要があります。

なお、証券会社で開設する「**特定口座**」とは異なりますので、ご注意ください。

## ● お問い合わせ先

証券会社の口座で株式を保有されている株主様 → 証券会社

【それ以外の株主様】 三井住友信託銀行 証券代行部  
フリーダイヤル 0120-782-031（受付時間：平日9:00～17:00）  
（郵便物送付先）〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

## 株式に関する『マイナンバー制度』のご案内

マイナンバー制度(\*)とは、国民一人ひとりにマイナンバーを配布し、その番号によって複数の行政機関に存在する個人の情報を正確に連携させるための新しい社会基礎です。

(\*)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)

### マイナンバーの保護措置・利用範囲・ご提供について

- マイナンバーの取扱いには、法律により厳格な保護措置が設けられています。
- マイナンバーの利用範囲は、社会保障・税・災害対策に関する事務に限定されています。
- マイナンバーは、社会保障や税に関する事務に限定して、ご提供をお願いする事ができます。

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係のお手続きで必要となります。  
このため、株主さまから、お取引の証券会社等へマイナンバーをお届出いただく必要がございます。

### 株式関係業務におけるマイナンバーの利用

法令に定められたとおり、支払調書には株主さまのマイナンバーを記載し、税務署へ提出いたします。

#### 主な支払調書

- \* 配当金に関する支払調書
- \* 単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書

### マイナンバーのお届出に関するお問い合わせ先

- 証券口座にて株式を管理されている株主さま  
お取引の証券会社までお問い合わせください。
- 証券会社とのお取引がない株主さま  
下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。  
三井住友信託銀行 証券代行部  
フリーダイヤル 0120-782-031

## 株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月下旬
基準日	定時株主総会の議決権：毎年3月31日 期末配当：毎年3月31日 中間配当：毎年9月30日
公告方法	電子公告 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。

- 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について  
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。  
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- 未払配当金の支払について  
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

 **セントラル硝子株式会社**

東京都千代田区神田錦町三丁目 7 番地 1  
<http://www.cgco.co.jp/>



この報告書は、FSC® 認証紙と、環境に優しい植物油インキを使用して印刷しています